（あて先）

沼津市教育委員会

**市民文化センターの災害時等における施設利用に関する承諾書**

市民文化センターの利用申込にあたり、地震、風水害、その他の災害等が発生した、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）には、下記の各事項の条件を承諾いたします。

１　災害時等により施設利用の制限があった場合、ご希望により可能な限り開催日変更等の取り扱いはいたしますが、そのために生じた損害の賠償はいたしません。

２　災害時等における施設利用の制限については、以下の原則に基づき、決定することとします。

（１）震度４のときは、公演等を一時中断していただき、状況に応じて貸出しの中止か貸出しの継続かを決定します。

（２）震度５以上の時は、公演等を中止していただき、安全が確認されるまでホール等の利用を制限いたします。

（３）津波警報が発令されたときは、公演等を一時中断していただき、状況に応じて貸出しの中止か貸出しの継続かを決定します。

（４）大津波警報が発令されたときは、公演等を中止していただき、安全が確認されるまでホール等の利用を制限いたします。

（５）大規模地震対策特別措置法に基づく「注意情報」が発令されたときは、公演等を一時中断していただき、状況に応じて貸出しの中止か貸出しの続行かを決定します。

（６）大規模地震対策特別措置法に基づく「警戒宣言」が発令されたときは、公演等を中止していただき、安全が確認されるまでホール等の利用を制限いたします。

（７）災害時等に、救護所を開設することになった場合は、公演等を中止していただき、救護所が閉所するまでホール等の利用を制限いたします。

（８）その他、上記（１）～（７）に記載のない事項については、必要に応じて協議します。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者団体名

住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　　　名